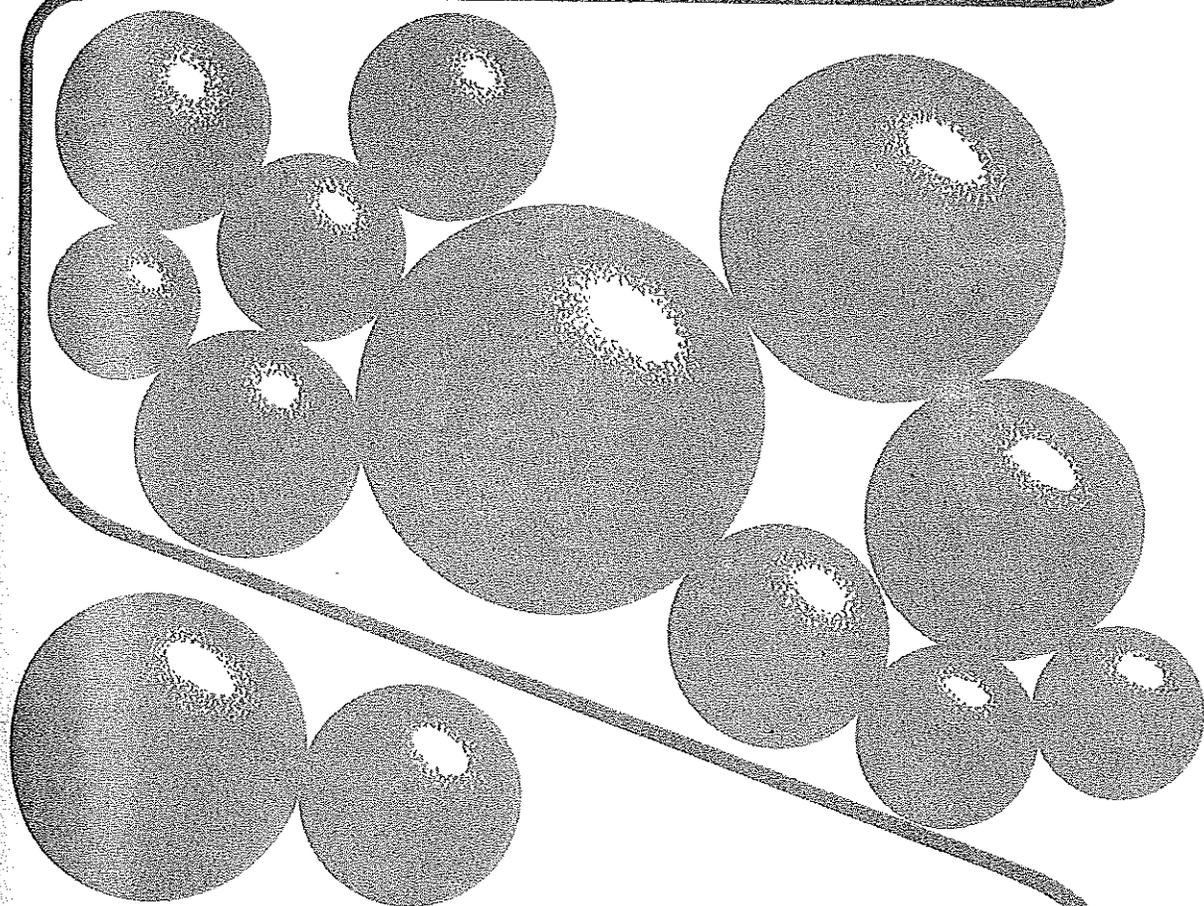


北海道行政書士会報



'73/5

No.69

△定時総会函館で

△青年行政書士会誕生



巻頭言

順法

会長 藤山利夫

順法とは、法律や規則にそむかないことである。去る3月5日から展開された国鉄、勤労間の争議に使はれた順法闘争の語義についても、法律や規則を完全に守ることで、使用者側に損害を与えることを背景として「人命尊重と運転保安の確立」の目的を達成せんとした闘争であった。

順法と標榜したこの闘争が、自ら守るべき各種の問題を無視して、無ダイヤ状態となり、ついに乗客の怒りが爆発し乗客パワーによる闘争の一時休戦が行なわれるなど「法を守らんとして法を犯す。がごとき行為が発生しており、順法の難しさが充分窺える。

また、法律や、規則についても、その運用者は人であり、その運用上においては、生死にかかる重大問題も惹起しうることすら考えられる。

- 昨年末から、くすぶり続けた最高裁の裁判官再任拒否問題の判断、あるいは最近世論となっている刑法上の極刑である「死刑存否」の問題についても、法律学者の見解は真二ツに分れているなど、難しいものである。

行政書士である吾々は、行政書士法第1条の業務を独占して行なうことを業とするものであり乍ら、永年に亘り法遵守の適切さを欠いたため、無資格者に幾多の業務侵害を容認したかの感を与えてきた。公法人としての運営を契機として、立遅れた本業界を社会的水準に引上げるべく全国14,000名会員は呼応して活動を始めた。更に激しく変移する社会テナポの対応性を培うため、順法の下に発展を期待している。

—第69号 も く じ—

巻頭言	“札幌青年行政書士会誕生”……………4
正、副会長の動き活発	青年行政書士に期待……………5
業務資料続々配付	小樽支部定時総会盛況裡に終了……………6
会員は総会に出席しよう	室蘭合同事務センター、4月中旬開設予定…6
第14回定時総会行事日程	法令用語の知識(5)……………6
登録審査委員会で19名が適法	「入札」もとりいれ、建設業許可研修賑う…7
実情を知る難しさ	研修会盛況、実りを期す空知支部……………7
本会のうごき	年度計画着々進行、札幌支部盛ん……………7
各支部のうごき	会員のうごき……………8
行政書士制度論	支部めぐり—その3—空知支部の巻
—改正法の意味するもの—	◇編集後記◇

正、副会長の動き活発

◎藤山、星、正副会長は、富良野市のニセ行政書士調査の途中、3月2日岩見沢支部主催の研修会会場に立ち寄り、受講の支部員を次のように激励した。

「職域確立は、単なるスローガンでなく、目下着々と実行期に入っている。ニセ行政書士排除のため、官庁窓口のチェック方法としての押印も、その一つである。その為にも今日のような講習会に多くの方が出席して力を付けてほしい。

日行連の動きとして、登録センター設置による代行業務の抬頭、自動車事故対策センター法案など、時流は行政書士業務の需給と密なものがある。

支部の皆さんは、1人で処理しないで、問題は上へあげ、それから下におろし、十分に連繫をとつていただきたい。」

≈ 会員は総会に出席しよう ≈

函館支部準備進行

昭和48年度定時総会準備協議会が、3月19日午後2時本会事務局に、藤山、星の正副会長、黒島函館支部長、山本事務局長が参集して、会員の受け入れ方法、総会々場の設営、親睦レクリエーション等細部について協議した。

総会の初の持回り会場を担当することになった函館支部として、支部臨時総会で地元案を練って、この協議会に持ちこんだ訳である。

この協議会では、函館を訪れる会員に、敏速正確に会場宿舎をしらせる為、函館支部が函館駅前に臨時案内所を設ける一方、車で未だの会員対象に、湯の川へ抜ける近道(通称産業道路)にも、総会々場をPRした看板を掲げ、土地感をうえつけることに努める。

定時総会は出席多数が見込まれるので、各支部を明示した立札で場内を整理し、また、会員相互の親密度を深めるのにネーム入り記章を着用する等、配慮されている。

大世帯の本会であり、年1回の定時総会、しかも法人化後本会運営2度目の総会なので、執行部施策に対する会員の建設的意見を知る為、記録係及びテープレコーダーを活用し、細大もろさず収録して、今後の会運営に反映させようというものである。

函館市も大いに協力し、総会前後の親睦の、ボーリング大会には函館市長杯、麻雀大会には函館市議会議長杯が贈られ、また函館支部は遠路の会員の労をねぎらつて、松前道分日本一を主軸にした民謡大会、夜の観光として、世界の3大夜景の1つ「夜の函館」を臥牛山から眺める等、盛り沢山のプログラムを用意している。

函館支部としては、5月19日、20日は宿舎を全館貸切都合上、4月10日締切りで出席会員数調査を、本会事

◎星副会長は3月7日から9日まで、根室市、釧路支部、十勝支部、鹿追町を訪れ、各支部の地方実情を知る一方、本会執行部の体制、方策を細かに説明して、協力を求めた。また5月の総会には、一般会員の出席についても、特段のPRを依頼した。

業務資料続々配付

— 第3集は「自賠償」 —

業務研修部の中の7専門委員会が編集している業務資料は、「風俗衛生」を第1集として、さる3月6日会員に配付した。

目下第3集「自賠償」を作成中で、4月中旬校正を終わる5月上旬配付されることになった。

実務書として役立つ資料というのが各専門委員の狙いで、関係官庁の助言も入っており、会員の活用が望まれる。

務局に依頼したが、札幌支部では貸切バスで一般会員が参加するし、会員の熱意も上がっており、持回り総会初ケースなので、函館支部も細かに気を配っている。

昭和48年度 第14回定時総会、並に行事日程

期日	時間	会議及び行事	参加対象
5月19日(土)	13:00	理事会 湯の川花びしホテル	理事 支部長
	16:00	支部長会	
	17:30	ボーリング、麻雀、両会場受付開始	
5月19日(土)	18:00	函館市長杯争奪 亀田市富岡町172-77 ボーリング大会 道南ホール(T42-772)	総会参加者 役員、支部長、代議員、
	17:30	ホテル前に迎へバスあり	
	21:00	函館市議長杯争奪 麻雀大会 湯の川花びしホテル	一般会員
5月20日(日)	9:00	受付開始	
	10:00	第14回定時総会	総会参加者
	16:00	函館市湯の川町1丁目16-18花びしホテル	役員、支部長、代議員、
	17:00	民謡大会 (佐々木基晴社中)	一般会員
	19:00	(パーティを含む) 函館支部主催	
19:30 21:30	函館山夜景観光 (バス無料) 函館支部主催		
5月21日(月)	9:30	花びしホテル前に観光バス到着	
	10:00	市内観光(バス、無料) (昼食を含む) 函館支部主催	総会参加者 役員、支部長、代議員、
	15:00	解散 (函館駅前 自由解散)	一般会員

登録審査委員会で 19名が適法

ニセ行政書士問題も話題

第2回登録審査委員会が、3月30日午後1時から札幌経済センターに、佐藤委員長はじめ全委員、道地方課川村主事本会藤山会長等が出席、昭和48年1月から3月27日までに、登録申請者23名について処理状況を報告した。

該当者は、法2の1に依る者5名、法2の2の5に依る者18名で、身分事項照会中のもの4名を除く19名が、資格認定に疑義なく全員適法者として登録した旨報告した。

このあと登録審査委員会、綱紀委員会と総務部の業務分担範囲を話し合ったが、委員会の積極的姿勢を出すため、運用上の規定案を事務局で作成し、各委員の承認を得ること、次に委員会を年4回(3ヵ月に1回)、必要に応じて随時開催することに決め、之に要する費用を新年度予算に組むことになった。

道地方課川村主事が、資格の抹消は会の仕事だが、有資格未登録者及びニセ行政書士、並びに道の認可法人で、目的以外の行為をしている法人は、同課としても神経を使っているとの発言に対し、委員会から自賠責関連業務では、目に余る事例があるので、同課から道警に捜査をすすめてほしいという要望をした。

本会のうごき

月日	業務内容	場所
3. 2	にせ書士対策のため出張、会長、星副会長	富良野市
16	報酬額改訂案作成(企画部)	事務局
19	総会準備打合せ(正副会長、各部長)	"
"	業務研修資料第3集原稿、とりまとめ(黒島部長、木川委員長)	"
30	登録資格審査委員会	経済センター

各支部のうごき

月日	支部名	行 事	場 所
3. 2	空知	業務研修会(農地、改正建設法)	自 樺 食 堂
4	釧路	" (自賠責、実務)	三 吉 会 館
12	札幌	" (風俗、衛生)	自 治 会 館
17	函館	" 支部総会及び運輸研修会	大 分 軒 ホ テ ル
24	札幌	レクリエーション大会(麻雀)	信 金 中 の 島 支 店
"	小樽	支部総会	市 民 会 館
"	根室	"	大 野 屋 旅 館
30	札幌	札幌青年行政書士会発会式	大 通 会 館

実情を知る難しさ 綱紀委員会について

綱紀委員長 小 城 清 二

我が行政書士会では、綱紀委員会の活動の場が少なくて結構であるが、他の会の綱紀委員会は、相当苦しい立場に置かれているようである。時には会長委任により、当該会員の事務所を訪れることもある。仕事ではあるが、嫌な気分である。何とかして、法に触れていないように願うのに、真実が見えず聞えず、イライラしてくる。私達委員は検事ではないのだが……質問にも限度があるから、真実を話してもらいたいのである。

会則第51条の行政書士の品位については、簡単に定義づけられない面もあるが、地域住民から期待される「行政書士像」は、会員各位が、それぞれの立場から描いていることと思はれる。

我々行政書士は、元々その道の専門家で、ひとかどの卓見や、論理を持ち合せている筈である。依頼者に迎合して書類を作るのでは、タイプライターの域を脱していない。そこには、必然的に見解の相違や、斗争が発生しよう。一番大切なことは、言動はあくまで頭をソフトにした、謙虚な姿勢であることである。相手をして、無益なエキサイトを感じやしむることは、行政書士の品位保持につながることを、肝に銘じてほしい。

行政書士制度論

改正法の意味するもの

——行政書士制度は「風前のともしび」か—— 2の1

釧路支部副支部長 細 木 貞 次

1. はじめに

46年6月改正の行政書士法は、登録事務に関する事項が47年12月1日から施行されたことにより、改正法の全部が施行されたこととなります。

わたくしはかつて、「法改正は大坂城の外はりとみる一私見」と題して、法改正に関する考察を発表したことがあります(46. 11. 26付本会会報60号)。

改正法が分布されてからまる2年、そして全面施行からおよそ半年を経過した今日、再び思いをあらたにして、法改正の意味するものと、将来の展望について、重ねて論評を加えてみたいと思います。

2. 改正法のうけとめかた

47年2月27日、法人化第1回定時総会において、新年度事業計画案上程の際、業務研修部所管事項の提案説明にあたった本会業務研修部長黒島宇吉郎氏は、その冒頭において、「今回の法改正は、これを手ばなしで歓迎するわけにはいかない。行政書士制度存続の岐路に立たされた、という認識が必要だ。」(この発言は、きわめて重要な意義をもっているにもかかわらず、不思議なことには議事録に記録されていない。)という趣旨の発言をしました。

法改正の前後から、「手ばなしらい賛。ばかりという、ある種の『有頂点ムード』の中にあつて、公式の場でのこのような警鐘的発言は、わたくしの知る限り、黒島氏をもってこうしとします。

一般には、今回の改正は「行政書士会およびその全国的連合組織である行政書士会連合会は、行政書士制度の強化を図る方向での法改正を強く要望していたところであったが、今回の改正は、行政書士会の要望をもとに、かなり思い切った改正がなされたといっても過言ではない。」(「地方自治」46年8月号・自治省行政局行政課手嶋博利氏「行政書士法の一部改正について」とし、特に、従来、都道府県知事が行っていた登録事務を単位会に移譲されたことは、「資格者制度の会としては、弁護士会に次いで、わが行政書士会が行なうもので、画期的な飛躍であり、本会の地位が従来よりなおいっそう社会的に認められたことである……」46. 9. 1付日行連会報19号・連合会総務部長佐藤義哉氏「これからの日行連—法

一部改正に伴う諸態勢の確立を」との認識が大勢を占めていました。また一部には法人化後、「特殊法人」とか、「公法人」などの名称を冠している向きもあります。前者については早くからわたくしもそのあやまりを指摘してきたところですが、47. 9. 15付日行連発752号連合会長通達(47. 11. 1付日行連会報25号10ページ)によって、あらためてその不相当であることが明らかにされました。後者の「公法人」については、一般には国、地方公共団体(地方自治体など)、公共組合、営造物法人などをさしており、行政書士会の場合、この名称を冠することの適当でないことは当然で、ここにも「有頂天ムード」があらわれています。

3. 改正法の意味するもの

さて、ここで前掲の黒島発言の意味するものを考えてみたいと思います。

39年9月、臨時行政調査会の答申は、行政書士制度について、「近來、官庁の受付事務のサービス向上、書式の簡略化等により、行政書士の業務の範囲はせばまりつつある。また行政書士の資格は、比較的輕易に取得でき、これに対する行政官庁の指導監督もほとんど行なわれていない。行政書士制度について、国および地方公共団体が、各種の統制を加える意義は少ない。将来、行政書士法を廃止する方向に進むべきである。」(46. 6法改正記念・洞爺湖研修資料45ページ)と断定し、「年1回実施する試験の受験者は僅少でしかも、合格してもこれを業とすることはほとんどできない状況—1人あたりの取扱件数、収入金額が低く、少数の例外を除いてはは事業としては成立しえず司法書士、その他の兼業者が多い—であり、実務は無資格者が補助者という名目のもとに、いっさいを処理している事例が多い。行政書士に対する行政官庁の指導監督は、料金(報酬)面を除いてほとんど行なわれていないし、行政書士自体も所定の届出を履行しない傾向がある—」従って、資格の付与については「試験を廃止し、一定の学歴または実務経歴によって付与できるものとし、その基準を設定したうえで資格の付与、登録等の実務は都道府県知事の指定する団体に委譲するとともに近い将来、「業務の独占性」を「名称の独占性」に緩和すべきである。」(前掲資料46ページ)と結論しています。

(以下次号)

「札幌青年行政書士会誕生」

藤山会長も前途を期待

札幌支部総会で、その必要性について議論沸騰した青年行政書士会（略称は青行会）が、3月30日正式に誕生した。

同日午後6時30分札幌の大通会館に、13名の青年書士が出席、佐々木兄一発起人代表から設立経過報告のあと、会則、役員、事業計画を審議、下記のように決定した。

来賓の1人藤山会長も「先取りは青年に許されたものだから、活発明朗な会を作り、本会に青年の力を貸してほしい」として、その前途と実行力が行政書士の体質を改め、本会を強力にすることについて、青行会に大いに期待しているように、産みの親である野崎支部長が目指すヤングパワーの指向の先取りを、青年がどう捉えて、これを第1次就職の場に行政書士業を固定されるかが、解決すべき課題なので、青行会は単に札幌支部内の事におさまらず、ゆくゆくは道内へ浸透するものだけに、今後の札幌青行会の活躍には、大いに期待するものである。役員、会則、事業計画は次のとおり。

役員名簿

会長	岸尾 正	
副会長	本村 孝幸	佐々木 兄一
幹事長	船水 堅吉	
幹事	柏原 純一	細貝 政道
	先名 清	白井 郁子
会計監査	犬滝 友康	南部 瑠四郎

札幌青年行政書士会会則

第1章 総則

- (名称)
第1条 本会は、札幌青年行政書士会(略称青行会)と称する。
- (目的)
第2条 本会は、会員相互の研さんにより社会の発展に寄与することを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
(1)行政書士の社会的地位の向上
(2)行政書士業務の啓蒙・普及
(3)関連機関との交流
(4)研究会、講習会、講演会の開催
(5)会員相互の親睦
(6)その他本会の目的を達成するために必要な事業(事務所)
- 第4条 本会は、事務所を幹事長の事務所内に置く。

第2章 会員

- (会員の種別)
第5条 本会の会員は、次のとおりとする
(1)正会員は、北海道行政書士会札幌支部に所属する満40歳以下の者とする。
(2)前号の会員が満40歳を超えた場合は、満45歳まで準会員となることができる。

(3)準会員は総会において議決権を行使することはできない。
(入会)
第6条 本会の会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を幹事長に提出しなければならない。

(会費)
第7条 本会の会費は正会員につき年3,000円準会員につき年2,400円とし、毎年2月末日までに納付しなければならない。

第8条 年度の途中に入会する者は、入会時において当該年度分として1ヶ月250円の割にて納付しなければならない。
第9条 本会は、特に必要と認められた場合は、役員会の議決を経て、特別会費を徴収することができる。
(自由脱会)
第10条 本会の会員が脱会しようとするときは、その理由を記載した脱会届を幹事長経由会長に提出しなければならない。脱会届が受理されたときより会員の資格を失う。
(自然退会)
第11条 本会の会員は満45歳を超えたとき、北海道行政書士会の会員でなくなつたとき、ならびに会費を12ヶ月分以上滞納したときは自然退会するものとする。

(除名)
第12条 本会の会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損し、または本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき
(2) 本会の事業を妨げ、または妨げようとしたとき
(3) 本会の事業の運用について不正の行為をしたとき
第13条 前項の場合において、当該会員に対して、弁明する機会を与えるものとする。
(会費等の不返還)
第14条 既納の会費等は返還しない。

(役員)
第15条 本会につき役員をおく。
(1) 幹事 10名以内
(2) 会計監査 2名以内
(役員の選任)
第16条 本会の役員は正会員の中から、総会の決議により選任する。

第17条 幹事は、互選により会長1名、幹事長1名を選任する。
第18条 会長は、幹事の中から副会長を指名することができる。
第19条 会計監査は、他の役員を兼ねることはできない。
(役員任期)
第20条 役員任期は、就任後第1回目の定時総会終結の時を以て終了する。

第21条 補欠または増員によって就任した役員任期は、現任者の残存期間と同一とする。
第22条 任期の満ちまたは辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでなお役員の職務を行なう。
第23条 役員で年度の途中で準会員となつた者は、当該年度中はなお役員の職務を行なう。
(役員職務)
第24条 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
第25条 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。
第26条 幹事長は、会長を補佐し、会務を分掌する。

第3章 役員

(役員)
第12条 本会につき役員をおく。
(1) 幹事 10名以内
(2) 会計監査 2名以内
(役員選任)
第13条 本会の役員は正会員の中から、総会の決議により選任する。

第14条 幹事は、互選により会長1名、幹事長1名を選任する。
第15条 会長は、幹事の中から副会長を指名することができる。
第16条 会計監査は、他の役員を兼ねることはできない。
(役員任期)
第17条 役員任期は、就任後第1回目の定時総会終結の時を以て終了する。

第18条 補欠または増員によって就任した役員任期は、現任者の残存期間と同一とする。
第19条 任期の満ちまたは辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでなお役員の職務を行なう。
第20条 役員で年度の途中で準会員となつた者は、当該年度中はなお役員の職務を行なう。
(役員職務)
第21条 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
第22条 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。
第23条 幹事長は、会長を補佐し、会務を分掌する。

4 会計監査は、会の資産および経理を監査する。

第4章 役員会

(役員会)
第16条 役員会は、その議決および総会の議決にもとづいて会務の執行に当たる。

2 会長は、業務執行上必要と認めるときは、役員会を招集することができる。

3 役員会は、役員過半数の出席がなければ開催することができない。

4 役員会の議長は会長が行なう。

5 役員会の議事は、出席役員過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 総会

(総会の招集)
第17条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年2月に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、会長が招集する。

3 会員の3分の1以上の署名により議案事項を示した書面で請求があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、会日の5日前までに到達するように会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各会員に発してする。

(総会の議長)
第18条 総会の議長は総会において選任する。
(総会の議決事項)
第19条 総会においては、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の策定および変更
(2) 予算および決算に関する事項
(3) 会則の制定および変更に関する事項
(4) 役員選任および解任に関する事項
(5) 総会において議決することが相当と認められた事項
(総会の議事録)
第20条 総会の議事録は、議長および総会において選出された役員1人が作成し、これに署名する。

(資産の構成)
第21条 本会の資産は、つぎのものをもって構成する。

(1) 会費
(2) 寄付金
(3) 資産から生ずる収入
(4) その他の収入
(資産の管理および運用)
第22条 本会の資産の管理および運用は、役員会の議決を経て、幹事長が行ない、会長がその責任を負う。
(経費の支弁)
第23条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。
(特別会計)
第24条 本会は、必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計監査)
第25条 会計監査は、年1回以上、会計責任者立会のもとに、会計を監査し、総会に報告しなければならない。
2 会員は、いつでも会計帳簿を閲覧することができる。
(会計年度)
第26条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

(会則の変更)
第27条 本会会則は、総会において出席会員の3分の2以上の

同意を得なければ、これを変更することができない。
(解散および残余財産の処分)
第28条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、北海道行政書士札幌支部に寄付するものとする。

附則
この会則は、昭和48年3月30日より施行する。

昭和48年度事業計画

1 市場調査
行政書士業務の中で、現在非行政書士により行なわれている主要な業務を調査し、行政書士の職域の確保を図る。

2 研究会、講習会等の開催

3 報酬改訂資料の蒐集
北海道行政書士報酬額表の改訂の基礎資料を集め、報酬を適正水準まで高める準備体制を創る。

4 会員相互の親睦

青年行政書士に期待

札幌支部長 野崎 幸

士という字のつく職業が、当今繁昌している。国の経済が高度成長し、そして官庁業務が複雑化した現在、同じ士でも、法律で規定したもの以外はすべて、行政書士のみが営業種目で取扱える業務である。実に広大、複雑なのが、行政書士の業務範囲であることを強調したい。札幌の「すすきの」には、料飲店が3,000軒許可を受けており、札幌の車は100,000台が登録対象である。ほんの例だが、百万都市サッポロの住民は、積極的に仕事を探して、処理できる行政書士の出現を待っている現状だ。

官庁の永年勤続者にはエキスパートがいる。しかし月給取りは所詮月給取りである。俗に云う飼いや馴らされたタイプが多い。独立して開業し、積極的に仕事をつかむ職業意識が、果たして、退職者にあろうか?遊んでいるとポケルから書士、では困るのだ。

研修会、業務資料が幾ら多くとも、書士個人に生業意識がない場合、猫に小判である。1例が「業務資料」は全道的視野で作成されている。いわば便覧程度であり、これを業務に消化するのは、書士個人の日頃の研鑽である。顧客の前で「業務資料」に頼り切っているようでは、信頼も失い客は来なくなろう。極言すれば、オールマイティなものか望まれる。これを成し得るのは、一に青年行政書士会員にかかっている。

行政書士業をして1次就職の場というのはこの事で、若い会員の今後の発奮努力は、支部執行部をそして本会執行部を動かす原動力となろう。そうなるべきである。

要は、この会をどうもってゆくかが大切だ。縦の系列に属さないから、自由に歩いてほしい。ただし、ヒンシュクを買う行動は、厳に戒めていただきたい。「蒔いた種子は育つ」私の信念である。

小樽支部定時総会

盛況裡に終了

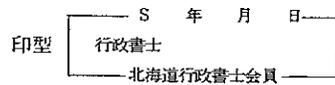
小樽支部では48年度定時総会を、3月24日午後1時小樽市民会館で開催した。

47年度の事業と決算の報告があつて議案を審議、役員補選には亘理氏が副支部長に、本年度代議員には渡辺和夫、佐藤定男両氏がそれぞれ選任された。

会員の資質向上をめざして、研修会を年2回開催することが年度計画として提案されたが、目的達成の為に年数回開催が会員の中から希望された。またニセ行政書士問題では、小樽市主催運転管理者会議で、某交通相談員が自賠責問題で「行政書士は書類を作成することは出来ない、弁護士か司法書士に頼んだら」という事例が紹介され、出席会員は憤慨するなど、なかなか実のある総

会員の皆さん励行していますか

行政書士法施行規則第9条第4項には、行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、署名して職印を押さなければならない。このように規定されていますので本会は簡易なこれに替る印を全会員に配布しました。



法令の遵守で「にせ行政書士」対策のため100%励行して下さい。

法令用語の知識(5)

「直ちに」と「すみやかに」と「遅滞」

- 1 直ちに
- (ア) 三つのうちで、最も時間的即時性が強く、何をおいてもすぐにやれという意味である。(水防法18条など)。
- (イ) これに対する違反は、不当になるだけでなく、違法問題にまで進むことが多い。
- (ウ) 時間的即時性を表わすというよりも、むしろ、「通常の場合ふむべき所定の手続をふまないで」とか、「何らの条件をもつけないで」という意味に用いられることもある。
- 2 遅滞なく
- (ア) 時間的即時性は強く要求されるが、その場合
- でも、正当な、または合理的な理由に基づき遅滞は許されると解されており、要するに事情の許す限り最もすみやかにという意味である。(民法645条、土地区画整理法103条3号など)。
- (イ) これに対する違反は、不当になるだけでなく、違法問題にまで進むことが多い。
- 3 すみやかに
- (ア) 多くの場合、訓示的な意味に使われる。
- (イ) これに対する違反が、直ちに違法になるというわけではない。

会であった。

総会に来賓として出席した藤山会長談書士名を入れた看板が、大変きれいに変わったことが目につくし、大変嬉しい。欲を言えば本会にある7専門部門の中で、自己が取扱いやすい営業種目を明確に書いてあれば、尚更結構と思う。行政書士の業務とは何ぞや?私自身、人に問はれて一口で云えないものがあるが、まだ一般市民は判らない。会の方でも、PRしてはの声が高かった。素直にお受けして、努力する覚悟である。

室蘭合同事務センター

4月中旬開設予定

前号で紹介した室蘭支部の合同事務所構想は、3月27日支部役員会で事業計画、収支予算、内規等を審議、愈々4月中旬開設の運びになった。正式名称は「北海道行政書士室蘭合同事務センター」、事務所は同市東町の汐見交差点に、15m²の広さのものを借上げた。

支部執行部が会員にこのセンター設置をPRしたところ、会員の意識が目ざめ始めた為、センターに入所するには、事務所をここに移転可能者としこの中から選考し、当分の間事務処理は合議制とし順次最良の方法をとるが、このケースで最も難しいと云われる経費は、独立採算制に決定している。

とり敢えず数人の行政書士がこのセンターに勤務するが、軌道に乗り次第、毎月2回無償で行政事務相談も行なう予定で、また支部事務局もこのセンターに移す考えであり、開設当初はまず行政書士の業務をPRすることになった。

「入札」もとりいれ

建設業許可研修賑う

札幌支部主催建設業許可申請研修会が、3月12日午後1時から、札幌の自治会館で開催、石狩支庁建設指導課の高間一郎課長補佐、佐治要土木係長が講師となり、
△改正建設業法許可申請書
△経営事項審査申請書
△建設工事入札参加資格審査申請書の作成要領について、講義があった。受講者は80名で、申請シーズンを前にして、質問も活発だったが、特に、「入札」を加えたことに新味があった。



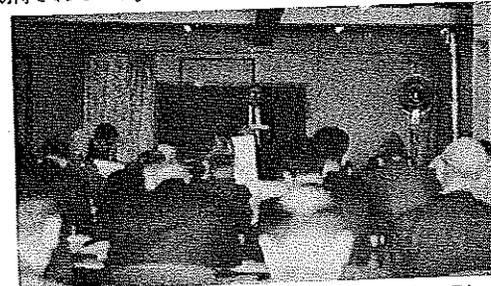
(研修会風景)

研修会盛況

実りを期す空知支部

空知支部主催研修会が、3月2日岩見沢駅前、白樺食堂3階で開催された。

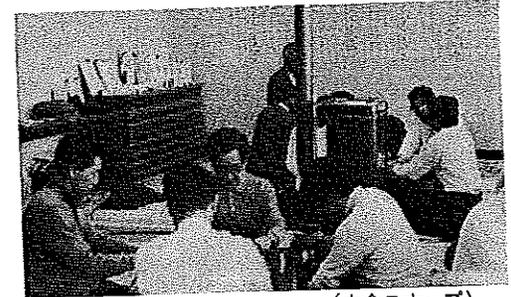
午前は、「農地法について」空知支庁の笹島係長、小林主事が、午後は「建設業許可申請について」本会の高田理事、「財務諸表について」長谷川理事が講師となり、実例による講義だったが、内容が豊富で、時間がもう少し欲しい位であった。土地柄から、「農地法」では質問も多く、業務に対する熱意がみられた。この研修会の特長は、目玉商品の「農地法」に加えて、あえて「建設業」をとり入れたことで、この研修会によって支部員が自信を持ち、積極的に業務を獲得することによって、実りの秋が期待されている。



(研修会風景)

年度計画着々進行

札幌(支部)盛ん



(大会スナップ)

仕事に追われて、兎角無沙汰がちの支部員の交流を深めようと、札幌支部ではマージャン大会を、彼岸明けの3月24日午後2時、信金中の島支店2階で開催した。本会札幌支部ルールで4回戦行なったが、この時だけは老若の別もなく、6卓を囲む24名(内、女性1名)が、バイさばきに言論戦にしのぎを削った。4回戦目に上位同志がつぶし合ったので、浮上する者、沈む者など大会雰囲気充分、結局個人では大島栄さん、団体では野崎チームが優勝し、野崎支部長から賞品と副賞をもらい、エビス顔だった。試合後のパーティでも、お互いの戦績に話はずみ、楽しい集まりだった。

このマージャン大会は、2月の支部総会で承認された、48年度事業計画のレクリエーションの1つであつて、野崎支部長は支部員の希望によっては、次はボーリング大会を考えているが、3月30日には青年行政書士会(仮称)発会式があるし、マンモス支部の運営として、早いテンポで計画が実施されている。当日の成績は次のとおり。



(ニコニコ顔の受賞会員)

- 個人戦 1位 大島栄、2位 野崎幸、3位 石道政治
4位 山田正三郎、5位 福山英二、6位 斉藤工、7位 本村孝幸、8位 細貝政道、9位 高田敏一、10位 大場豊造
- 団体戦 1位 野崎チーム 2位 成田チーム 3位 高田チーム
- ラッキー賞 長谷川寿延
ブービー賞 徳永秀
満貫賞 なし

会員のうごき

昭和48年4月5日現在

月日	事由	支部	会員番号	氏名	住所	電話
2. 26	入会	札幌	1,468	末政才治	札幌市豊平区旭町9丁目76 高橋一夫方	011-821-6974
3. 1	"	"	1,469	小向松男	札幌市西区琴似2条6丁目482	011-641-1246
6	"	空知	1,470	石田肇	岩見沢市幌向町419番地	01262-6-2253
16	"	札幌	1,471	吉田守男	札幌市白石区菊水元町42の5	011-871-4068
19	"	網走	1,472	伊藤次郎	北見市北4条東2丁目13	01572-3-3016
23	"	小樽	1,473	梅野清寿	小樽市赤岩1丁目138番地	0134-25-9379
26	"	札幌	1,474	伊東幸雄	札幌市白石区平和通9丁目北42 鐘下造園内	011-861-5025
4. 1	"	網走	1,475	佐藤巳四郎	北見市朝日町47番地 北見自動車学校	01572-4-7761
2	"	函館	1,476	佐藤巧	茅部郡南茅部町字白尻132	01372-2-3526
2	"	札幌	1,477	武田暉正	札幌市中央区円山西町493番地の301	011-631-2731
4	"	留萌	1,478	西寛	留萌市見晴町1丁目9番44号	01644-2-0053
4	"	札幌	1,479	河合春雄	札幌市中央区南4条東2丁目	011-241-7521
3. 23	退会	札幌	1,364	佐々木守夫	札幌市西区手稲西野127の79	011-661-9595
23	"	函館	48	亀谷房次郎	松前郡福島町字福島136	
24	"	空知	21	平林幸之助	滝川市大町166番地	01252-3-3519
30	"	旭川	681	小林金太郎	旭川市川湯町3条5丁目	0166-51-1365
31	"	"	878	本間庄吉	空知郡上富良野町市街地	
2. 28	住所変更	室蘭	1,371	小杉貞夫	白老郡白老町字虎杖浜53番地	014487-2175
3. 14	"	札幌	1,453	西尾隆	札幌市中央区北4条東1丁目 谷井税理士事務所	011-241-1935
4. 5	"	"	1,374	根津和昭	札幌市東区北35条東3丁目 北栄レジデンス D-11号	
3	"	網走	1,465	坂村三郎	網走市北8条西2丁目	
3. 8	電話	札幌	1,460	堅田久		011-852-1272
22	"	"	1,049	加藤重五郎	〒063→060	011-621-8233



今川支部長

支部めぐり—その3—

空知支部の巻

北空知分離論一蹴

北空知分離論が、先頃他の支部から出たが、空知支部役員会は否決。今村支部長談「仮に分離分割した場合、北空知の書士10名は独立か、他支部へ併合かの1つを選ぶが、これは技術的に無理である。地域が南北に長いので、支部主催研修会を岩見沢市でなく、北で開催し南の書士も受講したし、支部執行部と支部員の融合を期して、中野本会役員と一緒に、支部員を戸別に訪れ交流に努めた。効果があったと考えている。君知るやこの努力!

南北に、東西に長く或は巾広い、本道の行政区画上の類似点が、他の支部にも適用されるのは判るが、支庁範囲=支部範囲を統廃合して、新勢力範囲に改正したとき、行政書士会支部及び支部員業務の発展性の面で、官庁と地域住民との間にたち、正確な業務を行なう行政書士として、プラス面が科学的に例証されているのか、亦底辺の支部員の真の希望が反映されているか等々、大変なことと感じた。

研修会当日支部を訪れたが、ハヤリ営業なら、今の支部研修の目玉商品は「農地」。空知支庁も大いに協力、多忙な執務時間を割いて、講師2名を派遣している。核家族化し、市街地周辺に家が建つこの地方では、この研修会は、短期日のうちに支部へハネ返るものが多い、と支部長はニランでいた。支部としては、支部員に力をつけようと、今回は「建設業許可申請作成要領」をもとり入れ、稔りの秋は「農地」ほど早くなくとも、資質向上を大目標として、意欲的に動いていた。

(中野支部員談)

空知地方は、産業的には米作調整、住宅問題としては、住宅不足に乗じた宅地造成と、農地処分上の税額、そして核家族化も加わって行政書士に依頼する文書は、「農地」が殆んどであり、農地に関してはエキスパートが多い。炭鉱はエネルギー革命で斜陽化し、転職、転出入等で書士の業務が多い筈だが、扱う書士は意外に少ない。民訴、契約書、内容証明が主に依頼されるが、農地と比べたら少ない。自賠責を扱えば相当収益になるが、1書士がやるのみである。この研修会に女性書士が受講したが、この方々は根っからの書士で、女性が続けられることは、大いに期待する。炭鉱は斜陽化。書士は少ない、しかし業務はある——解決策として、合同事務所設置を目論だが、依頼事項の秘密保持、各書士の収益分配の2点で、ハタとつまった。

空知だけの問題じゃないが、行政書士が庭先で仕事をするうちは、発展性が薄い。

理屈ではなく、業務への意識とその開発こそ、目下の急務だ。

(瑛峨支部員談)

ニセ業者が書士業務をやっている。飲食店、建設業者、それに外郭団体がそうだが、旧態依然たる書士にも責任の一端はあるし、外部にそうさせない体制作りが肝要だ。

◇編集後記◇

前月号で室蘭より趣味欄を設ける希望があったが一編も投稿がないので本月号は休みます。会員各位の自由投稿を期待しております。漢字テストは如何でしたか。妻と長男(大学3年)をテストしたところ、どちらも「大工さんクラス」であった。……読んで勉強にもなり楽しいものになる会報に編集したいのでご協力願います。

△訂正

前号「札幌支部総会見たまま……」の藤山会長談で「289は……札幌支部会員数であり、19は各都道府県の単位会の会員数からみても、19位にランクされる、という意味です。訂正し、謹んでお詫びします。